

大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	排水路改修工事(新川)に伴う設計業務委託
2 履 行 場 所	大和郡山市 下三橋町 地内
3 履 行 期 間	着手の日から 令和 9 年 1 月 29日まで
4 業 務 概 要	設計業務 L=430.0m
5 事 業 担 当 課	管理課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	契約金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 契約金額が300万円以上の場合は請求できます。ただし契約金額の30%を限度とする。 部 分 出 来 高 払 請求できません。 完 了 払 金 業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和8年7月14日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（業務委託）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 管理課 質 問 回 答 日 令和8年7月16日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→<u>建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）</u>にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

10 総 則

10. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づき、別紙位置図に示す箇所について、施工性、経済性、維持管理、安全性及び環境等の総合的な検討を行い、排水路の最適な改修計画及び図面等を作成する業務とする。

10. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、本仕様書に記載されていない内容等については土木設計業務等委託必携（奈良県県土マネジメント部）に準拠すること。

10. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

10. 4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

10. 5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

10. 6 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

10. 7 提出書類

（1）受託者は、業務の着手及び完了にあたって、大和郡山市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 業務着手届 ② 業務工程表 ③ 管理・主任技術者通知書
- ④ 照査技術者通知書 ⑤ 担当技術者届（受託者が定める場合）

※ ③～⑤については経歴書・各種免許証写し添付のこと

- ⑥ 業務完了報告書 ⑦ 業務成果引渡書 ⑧ 契約金額請求書

なお、提出した事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

（2）受託者は、契約時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報サービス(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に実務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除

く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、書面により調査員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- (3) 受託者は、契約締結後、14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

10.8 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

10.9 成果品の検査

- (1) 受託者は、業務完了時に大和郡山市の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

10.10 成果品の引渡し

成果品の検査に合格後、指定された提出図書一式を納品し、大和郡山市の検査をもって、業務の完了とする。

10.11 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

また、地元説明会等を開催する場合、会への出席及び説明資料の作成等について協力すること。

10.12 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。

10.13 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、大和郡山市と受託者が協議の上、これを定める。

1 1 調 査

11. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物およびその他の支障物件等については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

11. 2 現地踏査

仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

11. 3 地下埋設物調査

仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

11. 4 公道私道調査

道路、水路等について公図ならびに土地台帳により調査確認しなければならない。

11. 5 渉外事務

当該業務の目的でも排水路改修工事のため、当該受託者は、別発注の測量業務受託者と、必要な渉外事務を行わなければならない。ただし受託者の責任において解決できない場合は、市係員と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、随時報告すると共に業務完了時に提出しなければならない。

1 2 設計一般

12. 1 打合わせ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は市係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録して、打合わせの際に相互確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と市係員は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

12. 2 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、市係員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

12. 3 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

12. 4 参考文献等の明記

業務上で文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

12. 5 照査の実施

- (1) 現地状況・基礎情報の収集等の確認、地形・地質等が設計に反映されているかの照査、設計方針・設計手法・設計図・概算工事費の適切性・整合性の照査等を行う。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間 等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。
なお、赤黄チェックの資料は調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- (3) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を提示するものとする。

(4) 受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ①基本条件の確認内容について
- ②比較検討の方法およびその内容について
- ③設計計画(構造計画、仮設計画等をいう)の妥当性について
- ④計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう)について
- ⑤計算書と設計図の整合性について

建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る現場代理人等について

1. 直接的・恒常的雇用関係について

現場代理人は、受注者との雇用関係について、法律上は何ら制限を受けるものではありません。しかし、現場代理人は、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる旨、契約約款で規定されています。このように現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、受注者と現場代理人との直接的で恒常的な雇用関係が必要です。（建設工事における専任でない主任技術者、建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務）に係る配置技術者等についても同様の扱いとします。）

大和郡山市においては、受注者との直接的で恒常的な雇用関係について、入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日）以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、それを証明する下記①～⑦のいずれかの書類と経歴書を「現場代理人及び主任（監理）技術者選任届」又は「現場代理人通知書」「管理・主任技術者通知書」「照査技術者通知書」「担当技術者届」と同時に提出していただきます。

※	個人企業の事業主又は法人の代表者の場合は不要
①	法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し。
②	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書、(旧)健康保険被保険者証は不可。
③	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し。
④	監理技術者資格者証の写し。
⑤	市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し。
⑥	最新年分の所得税の確定申告書の写し。
⑦	最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し。

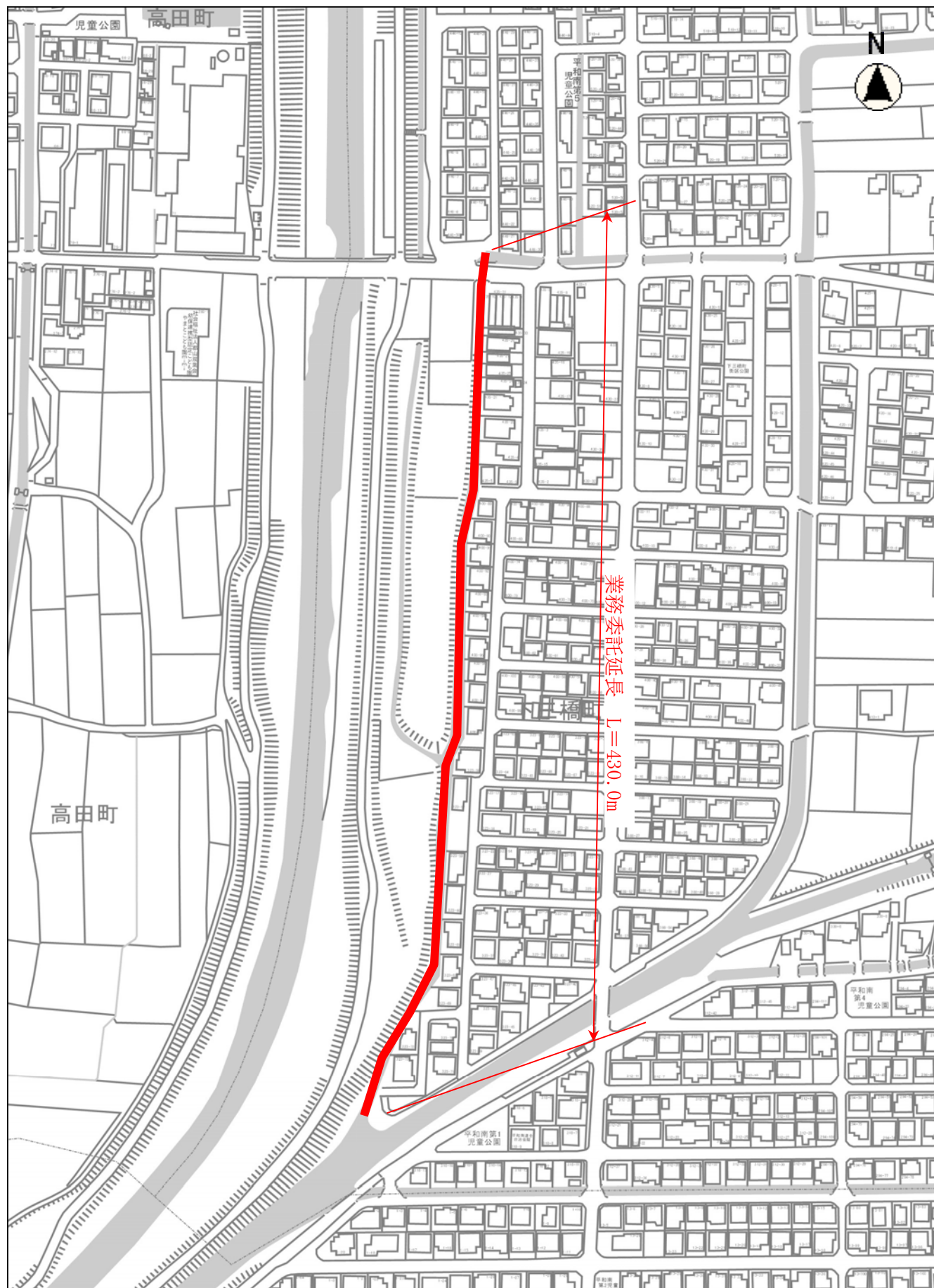
また、現場代理人の工期途中での交代は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のみ認めるものとします。

2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

契約書第10条の規定による現場代理人の工事現場における常駐は、当該者の工事現場における運営、取り締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されることが確認され、発注者がこれを認めた場合には、例外的に現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととすることができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) (1)～(3)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

位置図



事業費総括表												大和郡山市	
課長		主幹		課長補佐		係長		主査		検算		設計	
年 度		令和 8 年 月					業 務 概 要	設計業務 L=430.0m					
工 事 番 号		第 号											
路 線 名 等													
施 行 場 所		大和郡山市 下 三 橋 町 地内											
業 務 名		排水路改修工事(新川)に伴う設計業務委託											
		認 可			実 施			摘 要					
事 業 費					円			(内消費税及び地方消費税相当額 円)					

事業費総括表			大和郡山市	
事業費総括表				
費 目		金 額		摘 要
事 業 費			円	
工 事 費			円	
本 工 事 費			円	
付 帯 工 事 費				
測 量 及 び 試 験 費				
用 地 費 及 び 補 償 費				
工 事 雑 費				
事 務 費				

委 託 内 訳 書								
工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費	委託費							
	設計委託業務				1			
		直接人件費（設計委託）		式	1			A- 1号内訳書
直接経費(設計委託)								
		旅費交通費（設計委託）		式	1			A- 2号内訳書
		電子成果品作成費（設計委託）		式	1			
直接原価(設計委託)								
		間接原価（設計委託）		式	1			
業務原価(設計委託)								
		一般管理費（設計委託）		式	1			
設計委託業務費計								
消費税相当額								
業務委託費								

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
直接人件費(測量)					
直接人件費(一般調査)					
直接人件費(解析調査)					
直接人件費(設計委託)					
電子成果品作成費	土木設計(概略・予備・詳細)／下水道設計(施設)				

算 出 基 礎					
---------	--	--	--	--	--

旅費交通費(設計委託)

=

直接人件費

×

率

=

×

%

=

電子成果費(設計委託)

=

率

×

対象額

×

率

=

×

=

(千円)

対 象 額

=

直接人件費

=

間接原価(設計委託)

=

対象額

×

率

=

×

%

=

対 象 額

=

直接人件費

=

一般管理費(設計委託)

=

業務原価

×

率

−

調整額

=

×

%

−

=

[illegible]

B-1号	排水路改修工事詳細設計(予備設計なし)						1km当たり	明細書
平面図(縮尺 1／2 5 0 線形入り)、地形(平地)								
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
設計計画及び施工計画	地形(平地)	km	1			C- 6号単価表		
現地踏査	地形(平地)	km	1			C- 7号単価表		
平面縦断設計	地形(平地)	km	1			C- 8号単価表		
横断設計	地形(平地)	km	1			C- 9号単価表		
道路付帯構造物・小構造物設計	地形(平地)	km	1			C- 10号単価表		
仮設構造物・用排水設計	地形(平地)	km	1			C- 11号単価表		
設計図	地形(平地)	km	1			C- 12号単価表		
数量計算	地形(平地)	km	1			C- 13号単価表		
照 査	地形(平地)	km	1			C- 14号単価表		
報告書作成	地形(平地)	km	1			C- 15号単価表		
計								

[illegible]

C- 2号		打合せ					1業務当たり		単価表	
		業務着手時								
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
主任技師				人						
技師(A)				人						
技師(B)				人						
計										

C- 3号

1回当たり

单価表

打合せ

中間打合せ

[illegible]

C- 4号

1業務当たり

单侧表

打合せ

成果品納入時

[illegible]

C- 5号

1機関・回当たり

单侧表	
-----	--

関係機関打合せ協議

[illegible]

[illegible]

C- 7号

1km 当たり

单価表

現地踏査

地形(平地)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

C- 14号	照 査 地形(平地)	1km当たり	単価表
--------	---------------	--------	-----

C- 14号	照 査 地形(平地)	1km当たり	単価表
--------	---------------	--------	-----

C- 14号	照 査 地形(平地)	1km当たり	単価表
--------	---------------	--------	-----

名 称	規 格	單 位	数 量	單 價	金 額	摘 要
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

名 称	規 格	單 位	数 量	單 價	金 額	摘 要
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

主任技師

[illegible]

人

--	--

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

技師(A)

人

技師(B)

人

技師(C)

人

電子計算機使用料

式

計

--	--

--

[illegible]

[illegible]